

# 平成21年第1回市議会定例会において可決された意見書

## 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

平21. 3. 27	第1回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長、 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 経済産業大臣、環境大臣、総務大臣

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請します。

### 記

1. 森林吸収源対策を着実に推進するための安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。
2. 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進など間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。
3. 水源林造成事業を含めた公的森林整備を計画的に推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設を図ること。
4. 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手の育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

## 地方議会議員年金制度の廃止も含めた抜本的見直しを求める意見書

〔平21. 3. 27 第1回定例会で可決  
提出先 衆議院議長、参議院議長、  
内閣総理大臣、総務大臣〕

地方議会議員の年金制度は、地方公務員等共済組合法に基づく議員の互助の精神に則った制度として、創設から半世紀近くが経過し、退職後の議員及びその遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしてきています。

近年の地方議会議員年金制度は、議員数の減少等により厳しい財政状況にあったことから、平成15年度には、給付水準の2割引下げや会員の掛金率の引上げ等が実施されたところであり、さらに、市町村合併の進展等に伴い、議員数が減少する一方、退職議員の増加により年金受給者が大幅に増加したこと等から、制度の長期的安定を図るため、平成19年度には、給付水準の引下げや会員の掛金率の引上げ等のほか、合併による激変緩和策として特例公費負担金の上乗せ措置などが実施されたところであります。

先の制度改正の際は、総務省内に設置された「地方議会議員年金制度検討会」で抜本的対応策が検討され、概ね20年間は給付可能とする最終報告が取りまとめられました。この検討会報告を踏まえて法改正が行われたところではありますが、市議会議員年金財政は、法改正後においても非常に厳しい財政状況となっており、このままでは、平成23年度に積立金が枯渇し、破たんが確実視されております。

これは、先の制度改正における市町村合併の影響に対する措置が不十分であったことによるものと言わざるを得ません。

このような状況を踏まえ、昨年7月に、都道府県・市・町村の3共済会及び学識経験者、総務省関係者を構成員とする「地方議会議員年金制度に関する研究会」が設置され、同年金制度における給付と負担、公費負担等のあり方などについて検討が行われ、本年2月に、同年金制度を長期的、安定的に維持するための対応策の方向性について報告書が取りまとめられたところであります。

この研究会報告書を受け、総務省においては、3共済会及び学識経験者等により構成される「地方議会議員年金制度検討会」を本年3月に設置され、今後の法改正に向け、具体的な検討を行うこととされております。

同年金制度は、市町村合併に身をもって協力した地方議会議員の退職後の生活安定に大きな役割を果たしており、制度の趣旨からすれば、現制度での存続が望ましいところですが、現状と今後の情勢を考慮するなら、制度の廃止も含めた抜本的な対応策を検討したうえで見直しを行わなければ、多くの議員の退職後の生活に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

現在の同年金制度の厳しい財政状況は、国策によって進められた市町村合併の影響等によるものであることから、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請します。

## 記

1. 地方議会議員年金制度の廃止も含めた抜本的な対応策を検討し、速やかに実施すること。
2. 仮に同年金制度を廃止する場合、制度への加入が法によって強制されていることに鑑み、国において特段の措置を講じ、次のことを実現すること。
  - (1) 会員である地方議会議員が掛金及び特別掛金として負担してきた額は、その全額を保障すること。
  - (2) 同年金制度の給付は、退職議員やその遺族の生活安定のため不可欠なことから、制度廃止時における既裁定者への給付は、引き続き堅持すること。
3. 同年金制度を存続する場合、先の制度改正において、市町村合併の影響に対する措置が不十分であったと思料されること及び在職30年を超える現職議員に関する容認しがたい改正が行われたことから、国において特段の措置を講じ、次のことを実現すること。
  - (1) 同年金制度の財政改善にあたっては、給付水準の引下げ及び掛金率等の引上げを行うことなく、市町村合併に伴う地方議会議員年金財政への影響等を適切に勘案し、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置を強化すること。
  - (2) 他の議員と比較して著しく不公平となっている在職30年を超える現職議員については、掛金及び特別掛金に係る減免措置など、特段の軽減策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。